

一般社団法人 日本歯学系学会協議会

第9回講演会

「歯科口腔保健の推進に関する法律
(歯科口腔保健法) の施行をうけて」

日時：2012年1月21日(土)

場所：GC Corporate Center

開会式

開会の辞

○野口副理事長 先生方、お寒い中この会にお集まりいただきましてありがとうございます。

今回は日本歯学系学会協議会の第9回講演会と第5回シンポジウムでございます。講演会の方には、厚生労働省から林 直治先生、それから日本歯科医師会からは柳川忠廣先生にもおいでいただきました。そのほか、多くの学会の先生方に連携ということでお話をいただけたと思います。ひとつよろしく御清聴のほどお願いします。

理事長挨拶

○山根理事長 理事長の山根でございます。開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

G Cの中尾社長の御好意でこんな立派な会場をお借りできまして、ちょっと参加者がまだ少ないかな、いすが余っているかなというところでございますけれども、日本の歯科医学をリードする学会のリーダーの方々がたくさんお集まりいただいております。歯学協も73学会の会員が加盟しており、その大きな目的の1つが学会間の連携ということですので。これは昨年の夏にもシンポジウムを開かせていただいたのですが、なぜかといいますと、たくさんの学会がそれぞれ横の連絡がなかなかとれない。いろんな連携をしたいのだけれども、どういう場で連携をした方がいいのだろうかなどの質問が会員の方々からたくさん寄せられまして、歯学協の大きな役割のひとつになっております。そういうことですので、どうか歯学協を利用していただき、ますます歯科に対しての国民の目が厳しくなっている現在、私たちからもなるべく多くの情報を発信していく、国民にとって大事なことを提案していくという場を、本歯学協でやっていきたいと思っております。

今日はお忙しい中、厚労省から林先生、日本歯科医師会から柳川先生にお見えいただきまして、歯科口腔保健法が制定された新しいところで、会員の皆さんにその内容を勉強していただくこうと考えまして講演会を催します。佐々木常任理事の非常に熱心な企画によりまして、講演会の後は学会間の連携についてのシンポジウムを開く予定でございます。どうか最後までお聞きいただければ幸いです。簡単ではございますが、開会のあいさつにさせていただきます。(拍手)

G C社長挨拶

○野口副理事長 それでは、今、山根先生も申しあげましたように、この場を提供していただきましたG Cの中尾 眞社長から一言ごあいさつをいただければと思います。よろしくお願いします。(注：ご挨拶の要旨はシンポジウムの後に記載してあります。)

第1部：第9回講演会

「歯科口腔保健の推進に関する法律（歯科口腔保健法）の施行をうけて」

座長：森戸光彦常任理事

○森戸座長 皆さん、こんにちは。では、早速シンポジウムに入りたいと思います。今日の構成は1部と2部に分かれています。お手元にプログラムがございますのでご覧頂きながら、第1部は、理事長から御案内があったように、昨年8月に施行されました歯科口腔保健法に関する解釈、あるいは今後の展望を取り上げています。第2部は学会間連携ということで、シンポジウム形式で行いたいと思っています。中身をよくお聞き頂いて、これからの学会活動あるいは臨床に大いに役立てて頂きたいと思っています。

「歯科口腔保健法の内容について解説、理解の深化」

厚生労働省医政局歯科保健課専門官 林直治先生

○森戸座長 では、早速ではございますが、最初の演者として、厚労省医政局から林先生にお忙しい中をおいで頂きました。林先生の御略歴については、プログラムの2ページに書いてございますので、そちらをご覧頂いた方が私の稚拙な御案内よりはよろしいかと思えます。

では林先生、早速ではございますが、よろしくお願い致します。

○林 丁寧な御紹介ありがとうございます。改めまして、厚生労働省の林でございます。本日はこのような機会をお与えいただきまして、ありがとうございます。本来であります推進室の室長であります小椋よりごあいさつと御説明をさせていただくべきところでございますが、小椋の方はちょっと別件がありましてどうしても外せないものですから、私が参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のお話ですが、口腔保健法ということで、5つの段落でお話しさせていただければと思います。

まず1つ目、これまでの経緯なのですが、この法律、成立に当たりましてこれまで三度廃案になっておりまして、今回四度目の正直としてやっと法律制定になりました。7月26日に参院で出されまして、順次衆院に行きまして、可決が8月2日です。公布施行が8月10日。これを受けまして厚労省医政局内に歯科口腔保健推進室という組織が8月26日に設置されております。この室の室長というのが、先ほど申しました小椋になります。

この法律ですが、一体何やねん。だれが何をやるねんという話になると思うのですが、まずそもそもこの法律、歯科口腔保健法と皆さんに簡単に呼んでいただいているのですが、正式名称はこんなふうになんて長たらしくなっております。「歯科口腔保健の推進に関

する法律」ということです。こういう長ったらしい名前になった経緯については、いろいろとささやかれているところでございまして、私あるいは厚労省が言う立場にはないと思うのですが、いろんな皆様の間を調整して決まったとお伺いしております。

それから、法律あるいは法令という言葉が出てくるのですが、ちょっと言葉の整理だけをさせてください。簡単に我々法令、法令と言ってしまいがちなのですが、大きく分けると法律、政令、省令と3つございます。今回できましたものは、こちら、一番上になりまして、一番効力として強いものになります。ほかに法律としては歯科医師法、歯科技工士法、歯科衛生士法というようなものですね、これが一番上になります。それぞれこの法律を実施する上に当たって、もうちょっと決めておかないといけないものが、これに、さらに決めないといけないものがこれにというふうに、順次効力としては押していくような状態になります。ですので、よく言われるのが、下へ行けば行くほど罰則規定がないというのが概して言われるところでございます。

話を戻しまして、今回の法律でだれが何をするねんという話で、まずだれがというところなのですが、これだけの登場人物があります。ちょっとここから長くなってしまうかもしれないのですが、それぞれの立場から何をするのかというのを法律に基づいてお話をさせていただきたいと思います。

まず1つ目、国民が何をするのかという話です。これは国民の責務に関することというふうに規定されておまして、具体的にどういうことなのかというと、条文の六条に書かれております。歯科口腔保健に努めなさい。今までのように、患者さんが痛くなったときだけに歯医者に行って先生に治してもらっただけけれども、いつの間にか来なくなってしまっようよというような状態ではなくて、やはり国民みずからも歯科疾患の予防に向けた取り組みを行ってください、あるいはこういうような研修もきちんと受けてください、保健指導も受けてください。みずからもきちんと努めてくださいねというようなお話でございます。

2つ目で、歯科医療等業務に従事する者。恐らくは、きょうこちらにお見えの皆様、ほとんどはこちら2番に属するかと思います。これはざっくりと歯科医師等の責務に関することということで、「等」としていただきますので、歯科医師だけではございません。これも、条文を見てみますと、4条に書かれております。歯科医療等業務に従事する者は、関連する業務に従事する者との緊密な連携を図ってください。その上で、適切に業務を行ってください。横のつながりだけではなく、我々行政とも連携をとっていただいて、何か施策を立てさせていただいたときには、ぜひ御協力をお願いしたいと、こういうようになっております。

続きまして、関係職種として、国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者。これが歯科医療というものからもう少し離れて、例えば介護施設であるとか、医科歯科連携であるとか、それから当然きょう会合させていただいておりますとお関係業者の皆様も含まれるかと思います。この方々には何をお願いしているかというと、条文の5条で書かれておりますが、国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、施策に協力するよう努めてください。あともう一つ忘れていました。例えば健保組合とかこういったとこ

るも、ここに入るかと思えます。

それから次、ではお願いばかりしている行政は一体何をしてくれるのかという話ですが、まず厚生労働大臣ですね。基本的事項を決めます。基本的事項というのを12条で決めなさいと書いております。厚生労働大臣は、これこれに基づいた基本的事項というものを定めなさい。その基本的事項というものは、好き勝手言っているのかというと、そうではなくて、これまでに出されています健康増進法とかその他の法律で決められているようなものですね、ポスト健康21ですとか、こういったものときちんと調和が保たれているものでないといけません。調和が保たれた基本的事項を定めるとき、あるいは変更するとき、きちんと協議しなさいよと。協議してでき上がったものは、おくれることなく公表してください。このように法律の方で決められております。これを決めるがために、先ほど来申しております推進室というのを設置させていただいて、今検討委員会、それからその下部組織であるワーキングの中でお話をさせていただいているところでございます。

それから次、国ですね。国はどうするのか。うちの大臣の小宮山に決めさせておくだけで、国は何もしないのかというと、そうではございません。国は基本理念にのっとって政策を作成し、それから実施する責務を要するとなっております。これが3条の1項でうたわれているところでございます。では、この責務というのは具体的に何なのかという話になると思うのですが、例えばお金の話であったりとか、そういう話になるのかなと思えます。

それから次、地方公共団体。いわゆる都道府県、その下の市町村ですね、これはでは何をしてくれるのかという話ですが、先ほど言っておりました基本的事項というのを厚労大臣が決めます。それにのっとって、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を決めて実施してくださいと。小宮山が決めますのは基本的事項です。これはあくまで国としての大きな方針ですから、それが地域の特性あるいは事情に応じて多少の変更はフレキシブルにやっていただいて結構ですよ、あるいはフレキシブルにやってくださいということです。

それから、では国と地方公共団体はそれぞれ勝手にルールを決めて連携をとらないのかというと、そうではなくて、同じスタンスでやらないといけないことがこれだけあります。7条、8条、9条、10条、11条、14条ですね。普及啓発をしていきましょう。それから先ほどもちょっと話をさせていただきましたが、検診を受けることの勧奨もしましょう。それから特に配慮を要する方々への施策も立てましょう、実施するようしていきましょう。それから予防のための措置も考えましょう。それから先ほど言いましたように、お金のこともやはり必要ですよ。このように決められております。それぞれの条文をこれからお話し、実際見ていきたいと思えます。

まず7条、普及啓発についてなのですが、国及び地方公共団体は、歯科口腔保健に関する知識あるいは取り組みに関する普及啓発、運動の促進その他必要な施策を講ずるものとします。計画を立てた上で、実際それを実行してください、このようになっております。これが7条です。

それから次、8条です。これも先ほど言いましたように、患者さんにも十分働きかけをやっていきましょう。定期的に歯科検診を受けることを促進するために、そのような勧奨あるいは必要な施策を講じなさい。これは国と地方公共団体に課せられております。

それから次9条ですが、障害者と特に配慮が必要な方々に対する施策です。一例として、障害者あるいは介護を必要とする高齢者その他の者、この中にはいろいろあるかと思えます。あるいは今挙っている以外にも将来的に出てくる可能性ももちろんあるわけで、ここに挙げられている方だけしかだめなのかというと、そういうわけではないと思うので、その意味できっと「その他」というくくりにしているのだと思うのですけれども、こういう方々がきちんと歯科検診を受けること、あるいは歯科医療を受けることができるように十分施策を講じなさい、このようになっております。

それから、次が歯科疾患の予防のための措置です。これが10条と11条でうたわれております。国及び地方公共団体は、歯科疾患の効果的な予防のための措置、それから歯科口腔保健のための措置に関する施策を講じなさい。あるいはこの歯科疾患の予防に資する調査、研究の推進、その成果の活用の促進、これに必要な施策を講じなさい。このようになっております。

それから、最後お金の話です。財政上の措置を講ずるよう努める。これがさっき言ったところですね。やはり政治的な話も出てくるでしょうし、ここまで書くのがいっぱいだったのではないかなと聞いております。

それから、今度都道府県になりますが、都道府県は何をするのかというと、先ほど言いました基本的事項の策定です。国だけではなくて、都道府県レベルでも決めてください。このようになっております。それから、国が決めるときと同じように、その他のものと調和がとれているものでお願いしますということでございます。

それから最後、都道府県、保健所を設置する市及び特別区。結局、行政としては一番現場サイドという窓口で考えると、保健所というのが割にその単位になりやすいものですから、こういうくくりでつくっているのだと思います。このくくりで何をするかということ、口腔支援センターをつくりましょうということ。これも、本当はつくりましょう、つくることに努めるというふうにしたかったのだと思うのですが、ここで設けることができるという書き方になってしまっているようです。

これは何をするとところかということなのですが、これら、7条から11条までに規定する施策の実施のために、例えば情報の提供ですとか研修の実施ですとか、あるいはその他の支援ですから、必ずしもこういう情報提供、研修しかだめとか、そういう話ではございません。今回のこの法律の趣旨に資するものであれば、どういう使い方をしても結構かと思えます。

では今度3つ目ですが、今お話ししました法律をもとに、では行政としてあるいは厚労省として今どこまで話が進んでいるのかということですが、先ほど言っておりました8月26日に医政局の中に口腔保健推進室というのができました。この口腔保健推進室というところには、これだけのことをやりなさいという指示が出ております。せっかくだから読

ませてください。法律の施行に関する事、関係団体との連携調整に関する事、基本的事項の策定公表に関する事、それから、そのほかに必要な事です。

これを並べてみるともうおわかりのとおり、やはり一丁目一番地はこの基本的事項の策定になるわけです。この基本的事項を策定するために、ではどういうところで決めるのか、また歯科保健課が勝手に決めるのかという話になるといけませんので、きちんと公の組織をつくりましょうというのでできたのが「歯科口腔保健の推進に関する専門委員会」です。この専門委員会というのは、もともと厚労省の健康局の下にあります栄養部会というのがあるのですが、この下につくられました。この栄養部会の人には、もともと「次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会」という別の委員会がございます。健康日本21とか、こういうのを決めているところなのですが、これが先ほどから言っていたように調和がとれていないといけません。こっちで言っていることとこっちで言っていることが違っていたら困るよということで、この調和を図るためにあえてこの1つの部会の下にぶら下げているという状態になっております。この専門委員会の下にメンバーが十数人おまして、その中からさらに一部実際のワーキンググループをつくって、現在基本的事項の策定に進んでいるところでございます。ここで基本的事項の原案ができて、それが栄養部会の方に上げられまして、最終的にオーケーが出ると大臣告示、あるいはそのときの状況によっては局長通知とかになるかもしれないのですが、やはり法律に、大臣が言っていることですから、現時点では大臣告示を目指してということになっております。

それから、この専門委員会、今ではどんなふうに動いているのかという問題、実際のスケジュールを表にしてみました。今このグレーアウトするところは終わったところです。今後こういった形で進んでいくところです。まず委員会がいっぱいありまして、あとワーキングが2回終わりました。この内容を受けて、この週末明け月曜日ですね、栄養部会の方で報告をするという話と聞いております。

今お話ししたのが厚労の話でした。では、この厚労の話とは別に、各都道府県はどうなっているのかということですが、都道府県は今回の法律の制定以前に、もう独自に動いているところが幾つかございます。これをまとめているものをつくろうと思ったのですが、ちょっと見ると8020振興財団のホームページに非常によくまとまったものがありましたので、これをちょっと失敬してまいりました。

一番最初にできたのが新潟県です。平成20年7月、もう3年半前にできております。そこから順次北海道、長崎云々とできておまして。

1つ飛んでいますね。済みません、これ見ていただいたらおわかりのように23、昨年末に和歌山県が制定されまして、現在、47都道府県中23の都道府県で制定されております。保健条例です。

条例とは別に、もう一つ計画というのがあります。条例は条例で、法律として。その法律に基づいて、どんなふうにやっていくのかというのが計画ということですが、ではこの計画はどれだけできているのかといいますと、まず先ほど言いました条例が「制定済み」23県の中では、12県。それから、「制定順調に進行中」が6県あるので、そのうちでき

ているのは1県ということで、福岡です。その次が、縣市レベルで「現在検討中」7県のうち1県、大分。「検討していない」8県の中で3つが、山形、富山、滋賀。それから最後「その他」のところをやったのが福井と、このようになっておりまして、トータルでは18都道府県……都はないですね、道府県で計画が立てられております。

こういった進行状況、本来いろんな形で発信をしていかないといけないと思うのですが、既に幾つかの方々が発信をしてくださっていますので、目印として、トリガーとして挙げさせていただきました。

まず厚労省のホームページについてなのですが、先ほど言いました専門委員会、それからワーキンググループ、これオープンな形でされておりますので、その資料等々はこのホームページで載せております。それから、先ほど日本の絵を使わせていただきました8020振興財団です。これもトップページを見ていただきますと、こんなちょっと小さいのですが、都道府県歯科保健条例制定マップというクリックする場所がありますので、これをクリックすると先ほどのページへ飛んでいきます。

それから国立保健医療科学院ですね。これも雑誌として出していただいています。『保健医療科学』の第60巻第5号に今回特集という形で載せていただきまして、うちの上條も総説を書かせていただいております。

それから、学会も口腔衛生学会では、例えば東北大学の竹内先生が調査発表していただいたりしております。

こんなわけで、法律が決まりました、その法律に基づいて計画を立てました。お金がつかどうか、これから我々が頑張っていくといけないのですが、頑張りますので、といっても我々がどうこう言っても、やはり最後は現場レベルの先生方、あるいは関係される皆様の御協力を仰ぐしかございません。どうか、厚労省が掲げております「ひと、暮らし、みらいのために」というテーマのもとに、今後とも御指導と御協力を賜りたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。(拍手)

歯科口腔保健法の内容について
～解説、理解の深化～

厚生労働省 医政局 歯科保健課
歯科医師臨床研修専門官
林 直治

Jan. 21st, 2012 日本歯学研究会 第10回総会・第10回シンポジウム (at GC Corporate Center)

本日のお話は？

1. これまでの経緯
2. 法律の内容
～誰が何をするのか？～
3. 現在の進捗状況
4. 各都道府県の現状
5. と、いう訳で

Jan. 21st, 2012 日本歯学研究会 第10回総会・第10回シンポジウム (at GC Corporate Center)

「歯科口腔保健の推進に関する法律」 の成立、施行までの経過

H20.6.4	民主党から提出(参法第22号)→廃案
H21.4.9	民主党&国民新党から(参法第13号)→廃案
H21.7.15	自民党&公明党から提出(衆法第53号)→廃案
H23.7.26	参議院厚生労働委員会 ・法案審査説明：足立哲也議員 ・委員長提出法案とすることが全会一致で決定
H23.7.27	参議院本会議 ・委員長提出法案として全会一致で可決され衆議院へ
H23.7.29	衆議院厚生労働委員会 ・法案審査説明：津田参議員厚生労働委員長
H23.8.2	衆議院本会議 ・全会一致で可決、成立
H23.8.10	公布、施行 ・平成23年法律第95号
H23.8.26	歯科口腔保健推進室の設置

日本歯学系学会連合会 第10回総会・第1回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

本日のお話は？

- これまでの経緯
- 法律の内容
～誰が何をするのか？～
- 現在の進捗状況
- 各都道府県の現状
- と、いう訳で

日本歯学系学会連合会 第10回総会・第1回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

今般成立の法律について

正式名称：歯科口腔保健の推進に関する法律

歯科口腔保健法は俗称！

日本歯学系学会連合会 第10回総会・第1回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

法令（法律、政令、省令）とは

↑
強
↑
法
令
の
効
力

法律(〇〇法)
国会での民主的な手続を経て制定されるもので、特に、国民の権利を制限するような場合には、必ず法律に根拠となる規定がなければならぬとされている。

政令(〇〇法施行令、〇〇に関する政令 等)
法律の委任を受けて、法律を実施するための細目を定めるもの

省令(〇〇法施行規則、〇〇に関する省令 等)
法律や政令の規定に基づいて、法律や政令で規定できなかった細部の事項を定めるもの

日本歯学系学会連合会 第10回総会・第1回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

登場人物は？

- 国民
- 歯科医療関係職種
歯科医療等業務に従事する者
- 関係職種
国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者
- 行政
厚生労働大臣
国
地方公共団体
国及び地方公共団体
都道府県
都道府県、保健所を設置する市及び特別区

日本歯学系学会連合会 第10回総会・第1回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

誰が？

- 国民
- 歯科医療関係職種
歯科医療等業務に従事する者
- 関係職種
国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者
- 行政
厚生労働大臣
国
地方公共団体
国及び地方公共団体
都道府県
都道府県、保健所を設置する市及び特別区

日本歯学系学会連合会 第10回総会・第1回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

国民は何をやるの？

☆ 国民の責務に関すること

日本歯学系学会連合会 第10回総会・第1回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

国民の責務について（第6条）

国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第8条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、**歯科口腔保健に努めるものとする。**

日本歯学系学会連合会 第10回総会・第1回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

誰が？

1. 国民
2. 歯科医療関係職種
歯科医療等業務に従事する者
3. 関係職種
国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者
4. 行政
厚生労働大臣
国
地方公共団体
国及び地方公共団体
都道府県
都道府県、保健所を設置する市及び特別区

Jan. 21st, 2012

日本歯学研究会 歯の健康会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

10

歯科医療等業務に従事する者は何を？

☆ 歯科医師等の責務に関すること

Jan. 21st, 2012

日本歯学研究会 歯の健康会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

11

歯科医師等の責務について（第4条）

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第15条第2項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

Jan. 21st, 2012

日本歯学研究会 歯の健康会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

12

誰が？

1. 国民
2. 歯科医療関係職種
歯科医療等業務に従事する者
3. 関係職種
国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者
4. 行政
厚生労働大臣
国
地方公共団体
国及び地方公共団体
都道府県
都道府県、保健所を設置する市及び特別区

Jan. 21st, 2012

日本歯学研究会 歯の健康会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

13

国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は何を？

☆ 国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務に関すること

Jan. 21st, 2012

日本歯学研究会 歯の健康会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

14

国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務について（第5条）

法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

Jan. 21st, 2012

日本歯学研究会 歯の健康会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

15

誰が？

1. 国民
2. 歯科医療関係職種
歯科医療等業務に従事する者
3. 関係職種
国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者
4. 行政
厚生労働大臣
国
地方公共団体
国及び地方公共団体
都道府県
都道府県、保健所を設置する市及び特別区

Jan. 21st, 2012

日本歯学研究会 歯の健康会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

16

厚生労働大臣は何をするの？

☆ 基本的事項の策定に関すること

Jan. 21st, 2012

日本歯学研究会 歯の健康会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

17

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく 基本的事項について（第12条）

第1項
厚生労働大臣は、第7条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

第2項
前項の基本的事項は、健康増進法（平成14年法律第103号）第7条第1項に規定する基本方針、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条第1項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと**連動が図られたもの**でなければならない。

第3項
厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

第4項
厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

日本歯科学会総会 第15回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 18

誰が？

1. 国民
2. 歯科医療関係職種
歯科医療等業務に従事する者
3. 関係職種
国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者
4. 行政
厚生労働大臣
国
地方公共団体
国及び地方公共団体
都道府県
都道府県、保健所を設置する市及び特別区

日本歯科学会総会 第15回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 19

国は何をするの？

☆ 施策の策定、実施に関すること

日本歯科学会総会 第15回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 20

国の責務について(第3条第1項)

国は、前条の**基本理念**（次項において「基本理念」という。）**にのっとり**、歯科口腔保健の推進に関する**施策を策定し、及び実施する責務を有する。**

日本歯科学会総会 第15回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 21

誰が？

1. 国民
2. 歯科医療関係職種
歯科医療等業務に従事する者
3. 関係職種
国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者
4. 行政
厚生労働大臣
国
地方公共団体
国及び地方公共団体
都道府県
都道府県、保健所を設置する市及び特別区

日本歯科学会総会 第15回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 22

地方公共団体は何をするの？

☆ 施策の策定、実施に関すること

日本歯科学会総会 第15回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 23

地方公共団体の責務について(第3条第2項)

地方公共団体は、**基本理念にのっとり**、歯科口腔保健の推進に関する**施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。**

日本歯科学会総会 第15回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 24

誰が？

1. 国民
2. 歯科医療関係職種
歯科医療等業務に従事する者
3. 関係職種
国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者
4. 行政
厚生労働大臣
国
地方公共団体
国及び地方公共団体
都道府県
都道府県、保健所を設置する市及び特別区

日本歯科学会総会 第15回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 25

国及び地方公共団体は何をするの？

- ☆ 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等(第7条)
- ☆ 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等(第8条)
- ☆ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等(第9条)
- ☆ 歯科疾患の予防のための措置等(第10条、第11条)
- ☆ 財政上の措置等(第14条)

Jan. 21st, 2012

日本歯学同業協会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

26

歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等について(第7条)

国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

Jan. 21st, 2012

日本歯学同業協会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

27

定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等について(第8条)

国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

Jan. 21st, 2012

日本歯学同業協会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

28

障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等について(第9条)

国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようになるため、必要な施策を講ずるものとする。

Jan. 21st, 2012

日本歯学同業協会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

29

歯科疾患の予防のための措置等について(第10条、第11条)

前3条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

Jan. 21st, 2012

日本歯学同業協会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

30

財政上の措置等について(第14条)

国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

Jan. 21st, 2012

日本歯学同業協会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

31

誰が？

1. 国民
2. 歯科医療関係職種
歯科医療等業務に従事する者
3. 関係職種
国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者
4. 行政
厚生労働大臣
国
地方公共団体
国及び地方公共団体
都道府県
都道府県、保健所を設置する市及び特別区

Jan. 21st, 2012

日本歯学同業協会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

32

都道府県は何をするの？

- ☆ 基本的事項の策定に関すること

Jan. 21st, 2012

日本歯学同業協会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

33

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく 基本的事項について（第13条）

第1項
都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第7条から第11条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

第2項
前項の基本的事項は、健康増進法第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

日本歯科学会総会 第145回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 34

誰が？

1. 国民
2. 歯科医療関係職種
歯科医療等業務に従事する者
3. 関係職種
国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者
4. 行政
厚生労働大臣
国
地方公共団体
国及び地方公共団体
都道府県
都道府県、保健所を設置する市及び特別区

日本歯科学会総会 第145回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 35

都道府県、保健所を設置する市及び特別区は 何をしますの？

☆ 口腔保健支援センターに関すること

日本歯科学会総会 第145回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 36

口腔保健支援センターについて（第15条）

第1項
都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

第2項
口腔保健支援センターは、第7条から第11条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

日本歯科学会総会 第145回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 37

本日のお話は？

1. これまでの経緯
2. 法律の内容
～誰が何をするのか？～
3. 現在の進捗状況
4. 各都道府県の現状
5. と、いう訳で

日本歯科学会総会 第145回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 38

歯科口腔保健推進室の設置

平成23年8月10日に公布された「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）」に基づき、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）を、省内関係部局と横断的な連携を図りながら総合的に推進するため、平成23年8月26日に医政局歯科保健課の下に「歯科口腔保健推進室」を設置。

○所掌事務

- ・ 法律の施行に関すること。
- ・ 法律の施行に必要な省内関係各課室及び関係団体との連携・調整に関すること。
- ・ 歯科口腔保健の推進に関する施策の基本的事項の策定・公表に関すること。
- ・ その他歯科口腔保健を推進するために必要な事項に関すること（各課室が所管している事項を除く）。

日本歯科学会総会 第145回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 39

歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の進め方(イメージ)

大臣告示を目指す

日本歯科学会総会 第145回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 40

歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の進め方

地域保健健康増進委員会	歯科口腔保健の推進に関する専門委員会
第30回地域保健健康増進委員会(開催済み) 10月14日(金)10:00～12:00	○第1回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会 12月8日(木)13:30～15:30、進め方、論点整理
第31回地域保健健康増進委員会 12月21日(水)10:00～12:00	・第1回ワーキンググループ 12月27日(火)15:30～17:30、基本的方向性
第32回地域保健健康増進委員会 1月23日(月)14:00～16:00	・第2回ワーキンググループ 1月16日(月)10:00～12:00、骨子
第33回地域保健健康増進委員会 2月28日(火)15:00～17:00	・第3回ワーキンググループ 1月30日(月)13:00～15:00、プラン
第34回地域保健健康増進委員会 4月下旬～5月下旬頃	○第2回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会 3月19日(月)17:00～19:00、プラン最終

日本歯科学会総会 第145回総会・第15回シンポジウム
(at GC Corporate Center)

Jan. 21st, 2012 41

本日のお話は？

1. これまでの経緯
2. 法律の内容
～誰が何をするのか？～
3. 現在の進捗状況
4. 各都道府県の現状
5. と、いう訳で

Jan. 21st, 2012

日本歯科学会連合会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

48

各都道府県における歯科保健条例の制定状況(1/2)

引用元：8020推進財団ホームページ【2012/01/17 18:43】
<http://www.8020zaidan.or.jp/map/index.html>

都道府県	条例の名称	成立日	公布日	施行日
1.新潟県	新潟県歯科保健推進条例	H20/7/11	H20/7/22	H20/7/22
2.北海道	北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例	H21/6/16	H21/6/26	H21/6/26
3.長崎県	長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例	H21/12/17	H21/12/25	H22/6/4
4.静岡県	静岡県民の歯や口の健康づくり条例	H21/12/21	H21/12/25	H21/12/25
5.鳥根県	鳥根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例	H22/2/24	H22/3/2	H22/3/2
6.千葉県	千葉県歯・口腔（こうくう）健康づくり推進条例	H22/3/19	H22/3/26	H22/4/1
7.岐阜県	岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例	H22/3/25	H22/3/30	H22/4/1
8.愛媛県	愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例	H22/6/18	H22/6/29	H22/6/29
9.佐賀県	佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例	H22/6/29	H22/6/30	H22/6/30
10.茨城県	茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例	H22/9/22	H22/9/28	H22/11/8
11.長野県	長野県歯科保健推進条例	H22/10/6	H22/10/21	H22/10/21
12.熊本県	熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例	H22/10/8	H22/10/15	H22/11/1

Jan. 21st, 2012

日本歯科学会連合会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

43

各都道府県における歯科保健条例の制定状況(2/2)

引用元：8020推進財団ホームページ【2012/01/17 18:43】
<http://www.8020zaidan.or.jp/map/index.html>

都道府県	条例の名称	成立日	公布日	施行日
13.高知県	高知県歯と口の健康づくり条例	H22/10/14	H22/10/22	H23/4/1
14.栃木県	栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例	H22/12/14	H22/12/21	H23/4/1
15.宮城県	宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例	H22/12/16	H22/12/24	H22/12/24
16.神奈川県	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例	H23/2/24	H23/3/4	H23/7/1
17.広島県	広島県歯と口腔の健康づくり推進条例	H23/3/8	H23/3/14	H23/3/14
18.宮崎県	宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例	H23/3/14	H23/3/22	H23/3/22
19.兵庫県	健康づくり推進条例	H23/3/16	H23/4/1	H23/4/1
20.岡山県	岡山県民の歯と口の健康づくり条例	H23/3/16	H23/3/16	H23/4/1
21.埼玉県	埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例	H23/10/14	H23/10/18	H23/10/18
22.香川県	香川県歯と口腔の健康づくり推進条例	H23/12/15	H23/12/20	H23/12/20
23.和歌山県	和歌山県民の歯と口腔の健康づくり条例	H23/12/16	H23/12/22	H24/4/1

Jan. 21st, 2012

日本歯科学会連合会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

44

各都道府県における歯科保健の制定状況

引用元：8020推進財団ホームページ【2012/01/17 18:43】
<http://www.8020zaidan.or.jp/map/index.html>



Jan. 21st, 2012

日本歯科学会連合会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

45

各都道府県における歯科健康計画の立案状況

引用元：日本歯科保健推進財団ホームページ【2012/01/17 20:00 現在】



Jan. 21st, 2012

日本歯科学会連合会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

46

その他の取りまとめ状況

- ★ 厚生労働省
ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 厚生科学審議会
歯科口腔保健の推進に関する専門委員会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r08z000008f0.html#shingi41>
歯科口腔保健の推進に関する専門委員会ワーキンググループ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r08z000008f0.html#shingi42>
- ★ 8020推進財団
都道府県歯科保健条例制定マップ
<http://www.8020zaidan.or.jp/map/index.html>
- ★ 国立保健医療科学院
国立保健医療科学院HOME > 刊行物・保健医療科学 > バックナンバー > 第60巻 第5号
<http://www.niph.go.jp/journal/data/60-5/j60-5.html>
- ★ 都道府県主体の歯科保健推進条例制定を進めるため
日本口腔衛生学会
竹内研時他, 口腔衛生学会雑誌, 第61巻, 第4号, 487頁
<http://www.kokuhoken.jp/isdh60/file/program.pdf>

Jan. 21st, 2012

日本歯科学会連合会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

47

本日のお話は？

1. これまでの経緯
2. 法律の内容
～誰が何をするのか？～
3. 現在の進捗状況
4. 各都道府県の現状
5. と、いう訳で

Jan. 21st, 2012

日本歯科学会連合会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

48



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

「ひと、くらし、
みらいのために」

Jan. 21st, 2012

日本歯科学会連合会 歯の健康社会・歯のシンポジウム
(at GC Corporate Center)

49

○森戸座長 林先生、どうもありがとうございました。われわれにとって専門ではない法律というものを非常にわかりやすく説明して頂いて、ありがとうございました。

質疑応答

○森戸座長 折角おいで頂いていますので、少し質問を受けてよろしいですか。

○林 はい。

○森戸座長 では、会場の方からどなたか、もう一回ちょっとこのところよくわからなかったとか、あるいは追加して質問されたいところがあれば、御発言願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○会場 いつも日歯等々でお世話になっております中村と申しますけれども、ちょっといつもこれ気になっているのは、歯科検診の「検」という字が検査の「検」なのですけれども、健康の「健」じゃなくて検査の「検」になったというのは、何か理由があるのでしょうか。

○林 これ私もちょっと気になっていろいろ聞いてみたのですけれども、結論を先に言います。答えはよくわからないというところですよ。うわさはいろいろ、僕よりもきっと先生の方がよく御存じだと思うのですが、今回法律をつくるに当たっても、結局議員立法という形でできておまして、実際参議院に上げる前の段階で行政サイド、あるいは歯科保健課等々に話があったかという、実は全然なかったのです。そんなのうそだと思われると思うのですが、本当になかったのです。というわけで、済みません、私は正式なお答えとして返せるものは持っていないのです。

○森戸座長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。折角だから、ぜひ。

では、私の方からちょっとだけ。これから予算が決まってくるのだらうと思うのですが、大体どのぐらいの規模になるかはお分かりでしょうか？

○林 お金の話は、本当に何も決まっています。

○森戸座長 そうですよ。済みません、質問の方が悪かったですね。

○林 いえいえ、実際現場でしていただく先生方にとっては、そこが一番気になるところだらうし、先立つものがというのはもちろんわかっているのですけれども、本当に決まっていないです。

○森戸座長 ありがとうございます。結果的には、この歯科口腔保健というものを推進していくためには、いろんな研究データやら今後の見通しを見込んでのいわゆるエビデンスというものがきちんと反映していかないと、いきなり現場というわけにいかないと思います。もちろん現場も大事なのですけれども、その辺の兼ね合いをぜひよろしくお願ひしたいと思います。そのためにも、学会や歯学協を利用していただきたいと思うわけです。

○林 ありがとうございます。そういったお話は、ここにも挙げておりますこのワーキンググループとか専門委員会でも話としては挙げたやに聞いておりますので、そう遠くない将来きっと皆様方にお願ひに上がるかと思ひます。そのときは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○森戸座長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか？

では、非常に貴重なお話をいただき、ありがとうございます。もう一度盛大な拍手をお願い致します。(拍手)

「歯科口腔保健法の制定と今後の展開」

社団法人日本歯科医師会常務理事 柳川忠廣先生

○森戸座長 それでは、第1部の2番目、プログラムにありますように、「歯科口腔保健法の制定と今後の展開」という課題で、日本歯科医師会の常務理事をお務めになっいらっしゃいます柳川先生に、行政ではなく今度は現場の話を少し伺いたいと思います。柳川先生、よろしくお願ひいたします。

○柳川 御紹介いただきました日本歯科医師会の柳川でございます。どうぞよろしくお願ひ申します。

日ごろ、日本歯学系学会協議会の先生方におかれましては、日本歯科医師会に過分な御理解、御協力いただきまして、心より感謝申し上げる次第でございます。

日本歯科医学会、御承知のように事務所が日本歯科医師会内にございまして、学会学会担当の中島常務が窓口になって、私もふだんからおつき合いがあるところでございますが、先ほどから連携という言葉が出ております。日本歯科医師会と歯科医学会の連携につきましても、日本歯科医師会が現在の予定ですと25年の4月に新しい法人に移行する予定でございます。公益社団法人を取得してということでございますが、学会もその後に日本医学会と同じような形ですが、新たに法人に移行するというお考えがあるということを江藤学会長からも承っておりますし、以前からその相談にも乗らせていただいているところでございます。

お集まりの先生方、それぞれ専門分野がございまして。その専門分野のみならず、こうやって学会間の協調や連携を図るということは、広く言えば私どもGPを含めてですが、国民のため、患者のためになる、歯科医療提供に寄与していただけるということ、この場をかりまして感謝を申し上げたいと思います。

本日このGCの社屋でこういった場を与えていただいたことに、改めて感謝を申し上げます。実は歯科口腔保健法の制定には前段が幾つかございまして、昨年3月11日に参議院の議員会館で民主党の歯科議員連盟と法案の打ち合わせをする重要な会議がございました。まさに震災直後だったのですが、その日に中尾社長が先ほどおっしゃいましたGCの新社屋、これがこけら落とし、披露目の日でございました。当時東京にいらっしゃった先生方は同じだと思うのですが、夕方は帰宅困難者といひますか、帰宅難民で溢れかえってました。日本歯科医師会役員や都道府県歯科医師会の会長先生方が、実はこのGCの社屋に多数詰めておりまして、お祝いに駆けつけていたのです。当日は電話が、携帯電話も通じませんでした。大久保日本歯科医師会会長から私によく連絡がとれたのが、

実はこの社屋の固定電話でございました。何かもう随分昔のような気もするのですが、日歯で大久保対策本部長の下、私がお後に震災の被災地対策の統括責任者になったことを、ここに来て思い出した次第でございます。

学会の先生方には身元確認作業、きょう日本歯科大学の都築先生もいらっしゃいますが、法医学会以外にも声をかけたところ、日本歯科医学会から1,000名を超える先生方に登録をいただきました。実際に出動していただいた方は少なかったのですが、改めてこの件につきましても感謝を申し上げる次第でございます。

きょうは林先生が法律の概要について御説明されましたけれども、私はもう少し各論に触れるようなところにも話が行くかと思えます。

用意をさせていただいている間にお話を申し上げますが、実はこの法律が去年の7月に参議院を通過して、それから8月衆議院通過ということで、衆議院を通過した日はほとんど議員の方々が休みで地元に戻る直前でして、その日はたしか、審議がこの法案だけだったように聞いております。平成20年から計3回にわたりまして法案が出されました。最初は民主党からで、全部で3回あった。何れも審議未了であったりして成立までは至らなかったわけです。

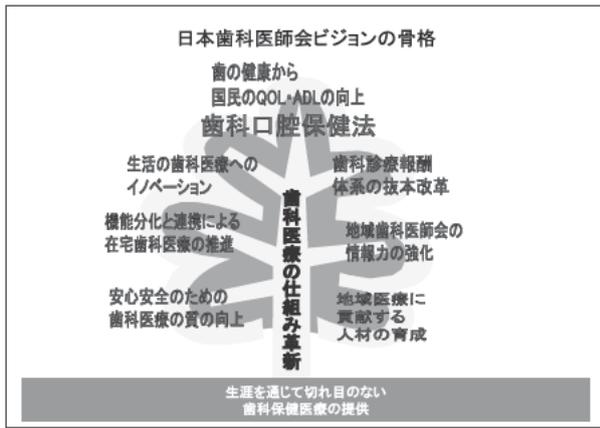
まずは法律の制定前でございますが、どういう考え方を持っていたか、制定後がどうだという話をしたいと思うのですが、先ほど林先生がお話しされたように、いわゆる法律の中身、骨格はできているのですが、基本的な記載事項につきましてもは現在審議中でございますので、余り具体的などころには触れられないことは御容赦願いたいと思えます。それから、資料の一部に誤植がございましたけれども、話をさせていただく中で改めさせていただきます。

これまで提出された法律案		
平成20年6月	歯の健康の保持の推進に関する法律案	民主党
平成21年4月	歯の健康の保持の推進に関する法律案	民主党・国民新党
平成21年7月	歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する法律案	自民党・公明党

(パワーポイント映写)

これが先ほど御紹介した3回の法案が出て、一番上は例の民主党の桜井充先生が中心になって出した法案です。これ3つとも結局は成立までは至らなかった。1つには、歯科に関する基本法ですから、中身についてそんなに反対はないのです。ただ、それが与野党間で政局にされてしまったという部分はあります。そういうことは非常に残念な現実でございますが、実際には歯科に関する法律が制定できたのは、昭和30年の歯科技工士法以来と伺っておりますし、この歯科保健に関する基本法の話があったのが、最初が昭和28年と伺っています。林議員、歯科系の議員の最初の先生でいらっしゃると思えますが、その方が中心に昭和28年頃に動きがあった。日本歯科医師会の中でも、昭和41年に代議員会で議決をしたという記録があります。

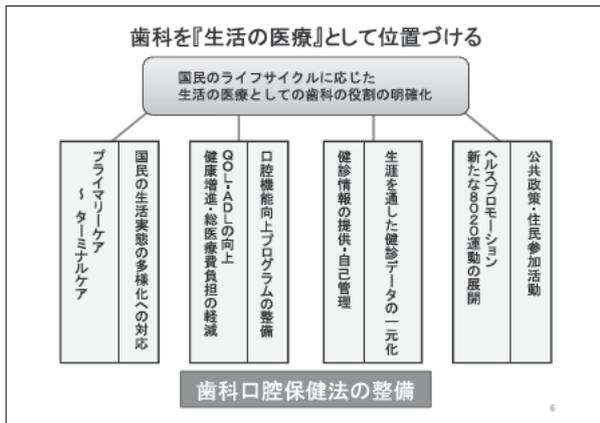
これは私見も入るのですが、日本歯科医師会のビジョンを図示したものでございます。学会の先生方にかかわりがあるところのイノベーションであるとか、そこに骨格になるよ



うな法律、これは以前から必要性はずっと認知をされておりました。この木がまだ花が咲いているところも少ないですし、この法律の制定によってしっかり根を張るといふことのイメージでつくったものでございます。

私どもの大久保会長が日ごろ申し上げています、歯科医療は生活の医療である。国民の生きがいを支える生活の医療、つまり

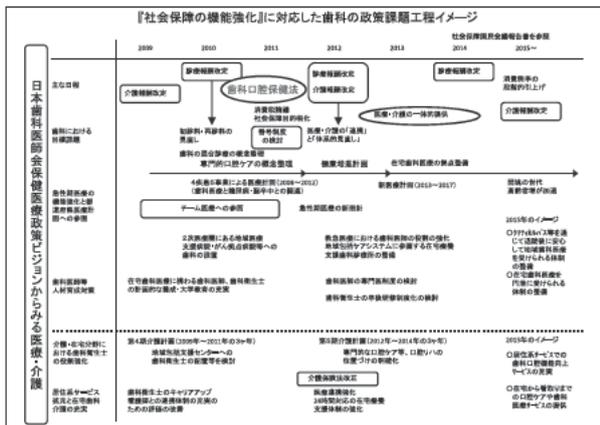
健康度やQOLをより高くする。それから疾病や障害をより軽度にする。当然無病息災という時代ではございませんので、病気を抱えながらの人生をどうするか。口腔機能というのは食べることのみならずたくさんございます。現在は、同時改定で介護保険の改定もやっているわけですが、経口維持加算、私どもが常々申し上げているのは、経口摂取をできるだけ維持させる。もちろん経管栄養の方もまた回復をするというところに力点を入れて各方面へ具申をしているところでございます。



では生活の医療って何なんだといったときに、いろんな項目がございます。これを一つ一つ申し上げませんが、いずれにしても、その基盤となるような法律の整備が必要であるということは、ずっと言われておりました。後ほどまた申し上げますが、実は保健所法のと地域保健法になりましたけれども、厚生労働省から都道府県ですとか市町区への通知文書、歯科保健の指針みたいなものは以前からございます。今回の法律の中身には新しい部分は幾つかありますが、もともと必要な指針というのはあって具体的に書かれてはいたのです。ところが実際に実行されないという状況があり、改善のためには法律が必要で、これを追い風にするとか基盤にすることがもう不可欠であるということが、ずっともう何年というより何十年でしょうか、言われていたわけです。歯科界にとつ

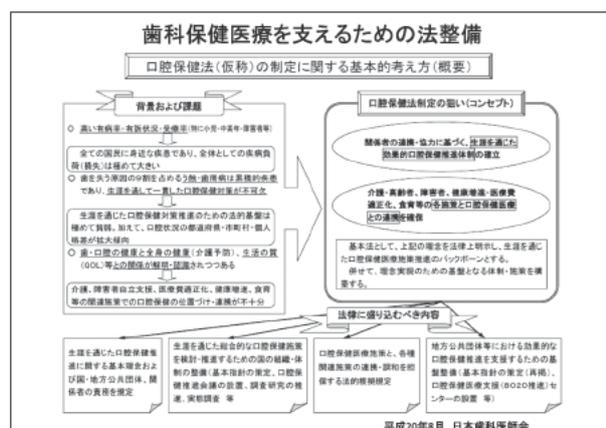
ての悲願なんて言うのも、ちょっと私は力み過ぎて余り好きではないのですが、かわりがあった先生にとってはもう悲願であったと伺っております。

これは、いわゆる平成20年ぐらいから、一連の医療制度改革、多岐にわたる改革ですが、新しくスタートした部分がございます。例えば医療費適正化計画、余り



好きな表現ではないのですが、メインはメタボリック検診だとか在院日数の短縮でございます。あるいは健康増進計画であるとか地域包括ケア構想だとか介護保険支援事業の計画だとか、いろんな課題を時系列に簡単にまとめたものなのですが、こんな中で歯科に係る計画や施策はかなりたくさんございます。今回法律が制定されましたので、幾つかかわりがあるところ、例えばチーム医療もそうですし、このところを契機に、今まで動いていなかったところを動かしていきたいというのが、私どもの考え方でございます。

これは平成20年に、まだ自民党政権下でしたが、日本歯科医師会内で常務理事の池主先生を中心に、地域保健委員会の深井先生あたりが中心に法案化の考え方をまとめたものです。私もそのPTに入っておりましたが、これは法律制定をかなり意識してつくったコンセプト・マップです。



その考え方でございますが、今でも歯科医療機関を訪れる患者さんは、毎日130万人~140万人いらっしゃる。歯科疾患は、何だかんだ言って受療率が極めて高い疾患であるということが1つ。それから、生涯を通じて一貫した保健対策が不可欠だということが1つでございます。それから介護予防というのも、ここに初めて口腔機能向上という言葉が明記されたので

すが、こういった歯と全身の健康との関係も学会の先生方の科学的根拠によって解明されてきました。そういう周辺環境が整ってきたということです。コンセプトとしては、生涯を通じて各施策との連携、もともとある保健医療に係る施策が幾つかございますので、その連携と整合を図るということでございます。

この法律に盛り込むべき内容を現在検討している。主には、健康局の中の歯科口腔保健法の専門委員会とWGです。この口腔保健支援センターの設置というのは、先ほども御紹介がありました。実は歯科保健センターとか口腔保健センターというのは、全国に既に321ございます。これは都道府県や市町が設置をしているもの、あるいは歯科医師会が設置をしている、あるいは共同運営しているものも含めてですが、そこに機能的に盛り込まなきゃいけない課題があるわけです。主に、現在の口腔保健センターでは足りない部分、例えば全てのセンターで在宅療養者や障害児者の歯科保健に携わっているわけではありません。いわゆる歯科医療にアクセスできないような人たちをどうするかということは、このセンター機能について、それぞれの地域を中心に考えていかなければと思います。

ここでは法律に基づく検診というのがここにあるだけで16あります。ところが歯科は5項目しかないのです。これ以外にもたくさんあります。例えば先ほど申し上げた、警察に協力する歯科医師の位置づけです。今回東日本の震災で歯科医師会以外にも、大学の先生方、佐々木啓一先生はもちろんですが、岩手医大だとか奥羽大学とか東北大学の先生方もたくさん協力をさせていただきましたが、身元確認作業には延べ2、600名の歯科医師

が動員されました。そして、おおむね8、500～9、000体近くの歯科所見を採取した。その警察歯科医師としての行為は、実は検視の補助行為なのですね。刑事訴訟法だとか国家公安委員会規則の中で、位置づけは医師と同じではないのです。さらには介護保険の主治医の意見書であるとか、もっとこれより多くの、いわゆる医科歯科の格差というのでしょうか、格差を全部平らにしようということではないのですが、そういった法的根拠が弱い部分がかなりあるので、そこを法律の制定を機に是正を目指すということでございます。

都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について

平成9年3月3日 健政発第138号
都道府県知事、保健所を設置する市の市長、特別区長あて厚生省健康政策局長

「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」は、平成6年7月1日法律第84号をもって公布され、その一部はすでに施行されているところであるが、平成9年4月1日からの同法の全面施行に伴い、住民に身近で頻度の高い保健サービスについては、原則として市町村において一元的かつきめ細かな対応を図ることとなった。

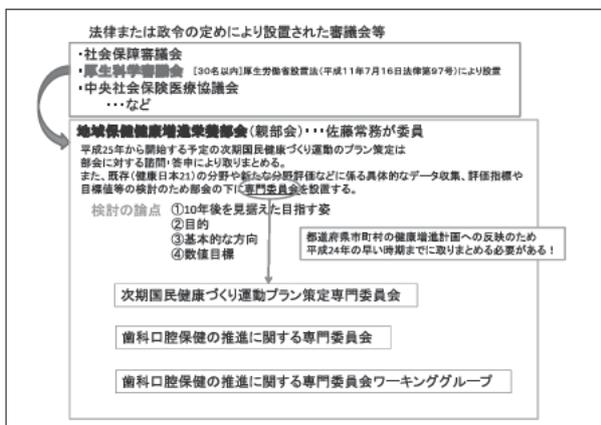
このため、平成9年度の新たな体制による地域における歯科保健業務の推進が必要となったのに伴い、今般別添のとおり業務指針を定め、平成9年4月1日より適用することとしたので通知する。

今後はこの指針に基づき、都道府県及び市町村における歯科保健業務の積極的な推進に努められるよう格段の御配慮をお願いする。

なお、「保健所における歯科保健業務指針」(平成2年6月28日健政計第23号、歯第18号)は平成9年4月1日をもって、廃止するものとする。

これは先ほど少し触れましたが、平成9年の歯科保健に係る厚労省通知です。この中身、数十ページにわたるわけですが、歯科保健の推進についてかなり謳っています。当然求めている施策や活動があるのですが、では何故それだけでは実施できないかといったら、それに携わるマンパワーが足りなかったり、もともとの都道府県や市町の責務や計画が明らかでなかったからです。

法律の制定後ですが、これは先ほどの林先生の御講演とかぶってしまいますが、この推進室が設置された。日本歯科医師会内にも歯科口腔保健法対応チームを立ち上げております。現在は、基本的記載事項の検討をしているところでございます。



もう一つ、いわゆるポスト健康日本21というのですが、健康増進法に裏づけられた「健康日本21」がありますよね。そこにも歯の健康の項目があるのです。全体で9つの分野で79の項目があります。これを今見直しをしている。したがって、今度の新しい法律もそことの整合をとらなければいけないのです。歯の健康の具体的な数値目標は、実際には例えば8020達成率で言えば2010年の目標値をもう既に平成17年には達成していた。歯科はここでは優等生で、数値目標はたしかABC評価でC評価は2つぐらい、あとは全てAとB評価だったと記憶しておりますが、ここも見直しをしていく。

それから、歯科口腔保健法にかかわる専門委員会で、先ほど御紹介がありましたところをしっかりとやるのが1つ。このポスト健康日本21と、歯科口腔保健法で、いわゆる歯科に関するところは漏れなくやりたいということが1つございます。もう一つは、「歯科のことは歯科保健課で大体やるだろう」では、歯科保健課の推進室でみんなやってください的な扱われ方はされたくないわけです。もともと全身の健康に関与しているところですから、その部分は戦略的に考えなければなりません。

それから、歯科口腔保健法にかかわる専門委員会で、先ほど御紹介がありましたところをしっかりとやるのが1つ。このポスト健康日本21と、歯科口腔保健法で、いわゆる歯科に関するところは漏れなくやりたいということが1つございます。もう一つは、「歯科のことは歯科保健課で大体やるだろう」では、歯科保健課の推進室でみんなやってください的な扱われ方はされたくないわけです。もともと全身の健康に関与しているところですから、その部分は戦略的に考えなければなりません。

これが今実際に検討している事例でございますが、ライフステージごと、あるいはライ

フステージ以外にも在宅療養者だとか障害者だとか妊産婦だとか、そういったところも含めて、もともと先生方の研究成果エビデンスをもとに、法律に明記すべきところはどこだろうということ、1項目、1項目ずつやっていて、現在はまとめにかかっているところでございます。

都道府県歯科保健条例制定地図

これはさっき出しましたが、23の都道府県条例だけでなく、市や町にも全国でも10カ条例ができています。これは何を意味するかというと、現在の歯科保健事業というのは、県が実施主体というのは少なく、ほとんど区や市や町が実施しています。このところが極めて大事なのです。これも増えていく傾向にあるのだと思います。

都道府県および市町条例の状況(平成24年1月時点)

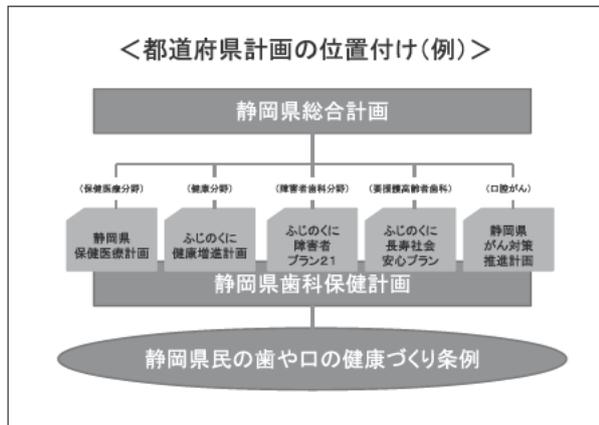
都道府県	制定済	制定中	未制定	市町	制定済	制定中	未制定
北海道	0	0	1	0	0	0	0
青森県	0	0	1	0	0	0	0
岩手県	0	0	1	0	0	0	0
宮城県	0	0	1	0	0	0	0
秋田県	0	0	1	0	0	0	0
山形県	0	0	1	0	0	0	0
福島県	0	0	1	0	0	0	0
茨城県	0	0	1	0	0	0	0
栃木県	0	0	1	0	0	0	0
群馬県	0	0	1	0	0	0	0
埼玉県	0	0	1	0	0	0	0
千葉県	0	0	1	0	0	0	0
東京都	0	0	1	0	0	0	0
神奈川県	0	0	1	0	0	0	0
新潟県	0	0	1	0	0	0	0
富山県	0	0	1	0	0	0	0
石川県	0	0	1	0	0	0	0
福井県	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県	0	0	1	0	0	0	0
静岡県	0	0	1	0	0	0	0
愛知県	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県	0	0	1	0	0	0	0
山梨県	0	0	1	0	0	0	0
長野県	0	0	1	0	0	0	0
新潟県	0	0	1	0	0	0	0
富山県	0	0	1	0	0	0	0
石川県	0	0	1	0	0	0	0
福井県	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県	0	0	1	0	0	0	0
静岡県	0	0	1	0	0	0	0
愛知県	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県	0	0	1	0	0	0	0
山梨県	0	0	1	0	0	0	0
長野県	0	0	1	0	0	0	0
新潟県	0	0	1	0	0	0	0
富山県	0	0	1	0	0	0	0
石川県	0	0	1	0	0	0	0
福井県	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県	0	0	1	0	0	0	0
静岡県	0	0	1	0	0	0	0
愛知県	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県	0	0	1	0	0	0	0
山梨県	0	0	1	0	0	0	0
長野県	0	0	1	0	0	0	0
新潟県	0	0	1	0	0	0	0
富山県	0	0	1	0	0	0	0
石川県	0	0	1	0	0	0	0
福井県	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県	0	0	1	0	0	0	0
静岡県	0	0	1	0	0	0	0
愛知県	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県	0	0	1	0	0	0	0
山梨県	0	0	1	0	0	0	0
長野県	0	0	1	0	0	0	0
新潟県	0	0	1	0	0	0	0
富山県	0	0	1	0	0	0	0
石川県	0	0	1	0	0	0	0
福井県	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県	0	0	1	0	0	0	0
静岡県	0	0	1	0	0	0	0
愛知県	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県	0	0	1	0	0	0	0
山梨県	0	0	1	0	0	0	0
長野県	0	0	1	0	0	0	0
新潟県	0	0	1	0	0	0	0
富山県	0	0	1	0	0	0	0
石川県	0	0	1	0	0	0	0
福井県	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県	0	0	1	0	0	0	0
静岡県	0	0	1	0	0	0	0
愛知県	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県	0	0	1	0	0	0	0
山梨県	0	0	1	0	0	0	0
長野県	0	0	1	0	0	0	0
新潟県	0	0	1	0	0	0	0
富山県	0	0	1	0	0	0	0
石川県	0	0	1	0	0	0	0
福井県	0	0	1	0	0	0	0
岐阜県	0	0	1	0	0	0	0
静岡県	0	0	1	0	0	0	0
愛知県	0	0	1	0	0	0	0
合計	1	22	10				

これは私が考えますところの健康づくりのためのそれぞれの役割です。今回の法律の条文に基づけば、個人としては歯科検診をきちっと受診して、あるいはかかりつけの歯科医院で知識をしっかりと受ける。8020健康長寿社会というのは、8020達成率が現在二十数%ですが、それを何とか半分、50%にしよう。健康寿命といわゆる人の寿命の格差、それを縮めようということでございます。

現状では6~7年間ぐらいでしょうか、重い病気にかかったり、介護保険の対象となったり、そういう状態になる年数が女性の方が長いのですが、それを出来るだけ短くしたい。もっと短くしたいというのが大きな目標でございます。8020運動も既にできてから22年が経過しております。個人はそういったような生活習慣病の予防を自主的に行う。例えば、歯の大切さを歯科医師や歯科衛生士から聞いてきた。その方が家に帰って家族にその話をする。きょうこんな話を聞いてきたよと。それがさらにご近所や職場や地域に広がるみたいなものが、本来の国民運動としての8020だとすれば、健康づくりの形だと思います。今回の法律につきましても国民の健康づくりをどう考えるかということは、その中で歯科がどう貢献できるかと計画に言うておかなければならないわけです。

先ほど申し上げた通り、都道府県の歯科保健計画は18の都道府県にあり、調査やデータを集積し啓発する仕組みが今後検討されると思います。さらに、ここは極めて大事なのですが、歯科のデータを扱うナショナルセンターというのが、厚生労働省がそうなのでしょいか、学会の先生方もそれぞれ研究されているわけですが、いわゆるナショナルセンターと呼べるところがない。強いて言えば、国立保健医療科学院とか、愛知県の大府にある健

康長寿センターとかがその一部の機能をはたしているのでしょうか。何れにせよ、法制定により、歯科保健データの中核となるナショナルセンターの整備が必要と感じております。それから市町区では歯科保健推進会議を設置して、そこにこのような関連職種が係っていくということです。



これは一例ですが、私は地元が浜松で、静岡県の歯科保健計画を上げさせて頂きま。この図にある保健医療計画の中で4疾病5事業という言葉聞いたことがおありと思ひます。4疾病は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病であるとか、5事業は、救急医療や周産期医療とかいろいろあるのですが、そこと歯科医療とのかかわりが平成20年に都道府県の医療計画の見直し時

点では明らかにできなかつた。当時は、医療連携を骨格とする第5次の医療法改正によって基本指針が作成されたのですが、これも現在新たな見直しの時期に入っているのです。その4疾病5事業に、歯科が余りかかわっていないじゃないかというところが、よく言われました。

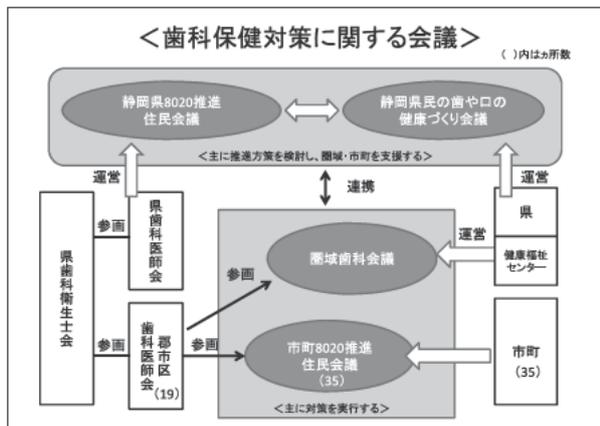
ただ、この計画というのはもともと機能分化が前提なのです。だから歯科医療機関の内、在宅歯科医療をやっている歯科医院名だけを、例えば都道府県庁のホームページ上で紹介しようというような。本来機能分化や、機能の公開がないと進まないわけで、実際には護送船団方式で、例えば歯科医師会の全ての歯科診療所名を掲載するようなやり方は現実的ではないので、こういった都道府県の計画の中では、実際にそういった動きが既に出てきております。ただ、ややもすると、今までの医師会や歯科医師会というのは機能公開にはあまり熱心でない側面もあったのですが、いわゆる特に在宅の部分に関しましては、在宅歯科医療に従事している歯科診療所は、平成20年の調査でまだ18%でございます。それで、歯科診療所の数と在宅療養者の数から勘案すると、1つの歯科医療機関で40～50名ぐらいの在宅療養者の面倒を見なきゃいけないことになる。歯科的な需要がどのぐらいあるかは別にして、そういうことですので、できたらそれが18%を30%ぐらいに増やさないとなかなか難しい。

健康増進計画は、いわゆる生活習慣病の中に歯周病ももちろん入るのでありますが、その対策です。これは障害者プラン、ふじの国というのは静岡県なのでふじの国なのですが、高齢者保健福祉計画、ここのところはどちらかというと歯科検診が余りされてなくて、現状では歯科医療、歯科保健へアクセスしにくい人たちに対する計画です。

がん対策は、県立のがんセンターやがん拠点病院との連携です。今日本歯科医師会は国立がん研究センターとの連携事業を本格化して、ちょうど1週間前にも全国のがんセンターの口腔外科の歯科医師のみならず、センター長クラスの医師も一緒にいらっしやっていましたけれども、会合を持ったところです。頭頸部のがん対策のみならず、周術期の口腔ケ

アも含めて今後一緒ががん対策を進めていこうというところでございます。

地区におきましては、がん拠点病院の運営協議会だとか、がん対策推進計画に係る委員会がございまして、そこには地元の歯科医師会の会長等が入っているところが大部分あります。図にあるのが歯科保健の推進体制ですが、県と市町、保険者があって、できたら県で具体的な計画をきちっと立てて予算化をし、事業を二次医療圏や市町で実施をするということでございます。



具体的に、静岡県の場合は8020推進準備会議と歯や口の健康づくり会議の二つの基幹会議が設置されます。私もかつて8020推進県民会議の立ち上げのときにかかりましたが、例えば歯科衛生士会は勿論なのですが、他にも管理栄養士会だとか食生活改善推進委員会、医療保険者、地元新聞社、そういった方々を巻き込んで、最初は食をテーマに話し合いを始めました。

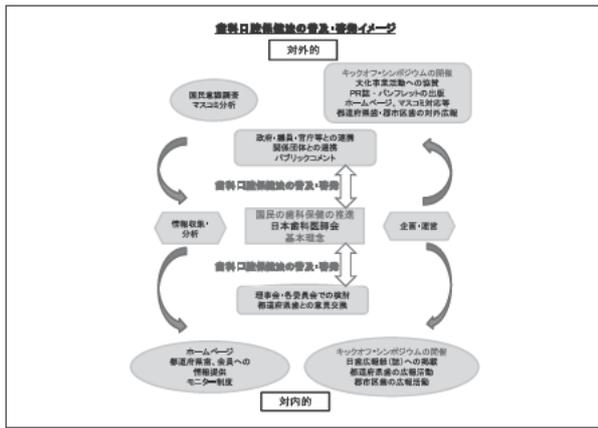
食べることの大切さから入って、そこから議論をだんだん広げていくということ。それをさらに行政内でもやっていくということでございます。

最終的には法的基盤を強化する。もともと法的基盤の弱いところはどういうところでしょうか。成人の歯周疾患対策、例えば歯周疾患検診とか成人歯科検診が、実際に実施率が市町区の52～53%程度です。1、800か所ぐらいだと思いますが、まだまだ足りないし、それよりも受診率が少ないこともさらに問題です。現状は、健康増進法上の努力義務という位置づけです。

要介護者や障害児者、いわゆる歯科的弱者、ネグレクトもあると思います。そういった方々に対して、地域の歯科医師会で、「この歯科医療機関は障害児者の歯科治療を行います」というような協力医制度や登録医制度をやっているところが数多くあります。今後はこれをさらに進め、例えば行政窓口との連携を強化するとか、それぞれの地域で各関係団体との連携を構築するとか。地域を中学校の学校区で分けて、それぞれ医療福祉を推進する地域包括ケアの概念がありますが、その中学校区にどのくらいの福祉施設や在宅療養者や障害児者がいて、どのくらい歯科治療が必要なのに受けていない人がいるか、さらにどのくらいの歯科医療機関があるかというようなデータをきちっと出して対策を進めていく。そういったところが、まだまだ足りない部分でございます。

あとは、地域間の格差だとか個人格差の是正ということが、これは多分ポスト健康日本21でもうたわれると思います。

もう一つは、社会変化への対応です。いわゆる医療連携の必要性が認知され、地域医療ネットワークが叫ばれていて、多職種連携が急務であります。医療ネットワークの中に歯科医師、歯科衛生士がどんどん入っていかなければいけないということです。例えば病院のNSTなんかもそうですが、まだまだ歯科の関与が少ない分野があるのが現実です。



最後になりますが、これは先ほど申し上げた都道府県条例とか、市町の条例の動きです。厚生労働省所管の歯科保健予算は、歯科医師臨床研修への助成などを含めると、年間で約30億円です。国の財政も、地方財政の非常に逼迫していて、予算カットとずっと求められています。歯科口腔保健法の制定により、国でも地方でも予算が獲得しやすくなるような内容にしなければなり

ません。

次年度予算編成でどういう話があったかという、全体に政府は1割カットを求めてきました。つまり30億円の1割ですから3億減らせという話です。けれども、1割減らすだけではなくて、その減らした分の5割増し、15%を新しく新規事業につけましょうという方針が示されました。いわゆる重点化施策というものです。歯科では在宅歯科医療に係る口腔保健支援センター機能に当初4億数千万円つきましたが、残念なことにそれがふたを開けたら約1億円に減ってしまいました。毎年厳しい予算編成の中で、歯科保健予算一番長く続いているものに8020運動特別事業費があります。大体各都道府県に1、000万ぐらいついている、いわゆる10分の10の定額補助なのです。ところが、この予算や、在宅歯科医療連携室整備事業費が2分の1補助に減るという話が財務からあり、大変混乱したのですが、歯科保健課の頑張りがあって何とかそのピンチは回避されました。しかし額は大幅にカットされました。

この数年は、新しくついた予算は在宅関係が多いのです。例えば在宅歯科医療設備整備事業、あるいは3年目を迎える在宅歯科医療連携室整備事業などです。これらはそれぞれの地域で器材を整備する、あるいは在宅歯科医療の窓口をつくる事業です。在宅歯科診療をしている歯科医院を、その地区で患者さんとか患者さんの家族から相談があったら、紹介ができるようにする窓口です。ここのような極めて大事な事業を行うための歯科保健予算によりなのですが、これを何とか確保することが、この法律によってよりスムーズにできるのではないかと期待を持っております。

それから、もっと大きくとらえると、医政局歯科保健課に歯科口腔保健推進室ができました。さらに健康局にこの法律に係る専門委員会が新しくできたのですが、例えば厚労省の中に歯科保健課以外に課がもう一つできれば、その課に人員や予算が整備されるわけでしょうから、そのためにはどうしたらいいかという、歯科に係る業務や事業が増えなければいけません。歯科保健のために必要な事業、ことさら今から考えるのではなくて、もともと皆さんが言ってきたことです。あれも必要、これも必要と。この法律ができた今こそ、これまで出来なかったこと、進まなかったことを、この基本的記載事項に盛り込むべきです。基本的にはこの法律は理念法、歯科の基本法ですから、それを今後は実行法に変えていくということが、ここ何年間かけて、日本歯科医師会も含めて皆さんでやっていかなけれ

ばいけないところだと思います。

本当に最後になりますが、これは私が考える広報イメージでございまして、新しい法律で歯科保健や歯科医療がどう変わっていくかを国民の方にも知っていただくべきと思っています。ただ法律のPRをしてもしょうがないのですが、先日のNHKのインプラント報道だけではなくて、もっと前向きな周知活動が必要です。実はNHKで言えばここ2年間ほど何回か情報提供や意見交換をしてきまして、特に昨年のはじめは6回ぐらいシリーズに近い形で、歯の大切さであるとか全身の健康との係りについて、かなり手厚く報道をしてもらいました。朝日新聞ともそういった動きがあったのですが、対外PRが良くなったなというご評価をいただいた後にあのインプラント報道だったものですから、大変残念な思いです。日本歯科医師会でも中島常務が窓口になって対応していただきましたが、主に学会の先生方が取材をお受けになったと思います。とにかくそういった対外広報についても、これからさらにますます熱心にやっていきたいと思っています。

大変拙い話でございましたが、私の講演を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○森戸座長 柳川先生、ありがとうございました。

質疑応答

○森戸座長 現場の今までの取り組みを全部聞かせていただいたような気がして、頭が下がる思いですが、会場の皆さん方の方から何か御質問あるいは追加がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○会場 これは林先生にお伺いした方がいいのかもしれませんが、先ほど法制定の意義と課題のところの2つ目ですかね。障害者の歯科保健対策、これは法律の第9条に基づいてということなのでしょうが、ここら辺がなぜ障害者のところに入っているのかなというのが、障害者のところのみが入っているというところ、ちょっと疑問で、そこら辺は林先生にお伺いした方がいいのかもしれないのですが。

御承知と思いますが、昨年6月に障害者の子供の虐待防止法のところに歯科医師という言葉が初めて入りました。それと関連してここにも入っているのであれば、例えば高齢者の歯科だとかそういうことをやっているということからすれば、同様に高齢者の虐待防止支援に対する法律、そこに「歯科医師」という文言を入れてもらわないと活動しにくいということになりますし、当然のことながら食育も含めて健康日本21ですか、そういうところからすれば、例えば厚生労働省が全国都道府県レベルでは、医療体系をつくる、要保護児童対策協議会をつくれということがあって、それはあるのですが、歯科医師に対する要請はないところもかなりある。当然のことながら、そこにもある種予算的な部分は必要なのだろうというふうに思いますから、やはりそこら辺全部、ここで障害者というものをいれるのであれば、もう一度翻って歯科にかかわるところ、高齢者にしても子供であっ

たりしても、そういうところに要望を出していただきたいの、そこら辺をお願いする次第なのですけれども。

○林 法律でということでしたので、この点についてお話ししますと、先ほどちょっと不十分だったのかもしれないのですが、障害者だけの特出しでということではなくて、言葉は悪いですがノーマルの方以外に特にケアというか、特性があって、同じように考えることができないカテゴリーの方がおられるのであれば、そういう方に対して必要なものを考えていこうという趣旨でありまして、障害者だけを見てあとは見ないとかそういう話では決してございません。口腔保健法に関してはそのように考えておりまして、現在の我が国でもその位置づけで物を進めていっていると聞いております。

○森戸座長 ありがとうございます。

○柳川 先生が御質問になった趣旨とちょっと違うかも知れませんが、先ほど私が申し上げたように、現在は法律の基本的な記載事項の具体的な検討に入っていて、もうすぐまとまるということです。それとは別に「ポスト健康日本21」に歯科の分野はあって、そことの整合を図りながらやっている。そういう意味では両方で検討する中で、歯科保健について各ライフステージでの対策と、それ以外にも在宅者、高齢者も含めた障害者など、決して漏れることがないようにするということだと思います。

それから、元々ある学校保健法ですとか文部科学領域の法律との整合についても、基本的記載事項の検討と、ポスト健康日本21との摺り合わせの中で対応していくものと思います。

○会場 もう一つ林先生にお伺いしたいのですが、これは理念法であるからそれでいいのかもしれないですが、附則のところは交付の日が施行の日だと非常に乱暴なことが書いてあって、なおかつ何年を目安にしてこれは見直すとか改正するとかということが全くないので、そこら辺はいかがなのでしょう。

○林 何年後というところについては、これもちょっと話が出ていたのですが、そこもはっきりさすための今回のワーキングであり委員会であるというふうに認識しておりまして、決してこれも言いわけではないのですが、変えていかないとかそういう話ではないと思うのです。実際基本的事項を立てて、都道府県あるいは市町村、あるいは先生方に御協力をいただいてやった事業がどうなるか。もちろんフィードバックが出てくるはずですので、そのフィードバックをもとにして変えるべきところは変えていかねばならないというふうには考えております。

○森戸座長 ありがとうございます。これは私が言うことではないかもしれませんが、法律というのができて、それが改正されていくには、逆にその現場である我々の担い手の側がどれほどどう頑張るかで状況は変わっていくわけで、状況が変われば当然法律を変えなければいけないということだと思います。多分ワーキンググループ等でそういうことが話し合われていくのではないかなと解釈していますが、そんな感じでもよろしいのですよね、林先生。

○林 ありがとうございます。

○森戸座長 ほかにございますでしょうか。佐々木先生、お願いします。

○会場 柳川先生から非常に多岐にわたって、これからのビジョンというか、これまでの活動も含めて御提示いただいて非常に参考になったというところなのですけども、これまでのというか、今現状いろいろなところでいろいろピストルを撃っている、散弾を撃っているような感じがずっとするのですね。歯科口腔保健法は、そのところでそれをピストルじゃなくて少し大砲みたいな形にして持っていけるようなイメージがあるのですけれども、ここからは行政の方のことを聞きたいのですけれども、推進室というのはそういうまとめ役を担うと考えてよろしいのですか。今例えば柳川先生の方は歯科医師会でやっている活動だろうし、一方ではいろいろな各県単位で全然別な、皆さん歯科医師会が絡んでいますけれども、やっている部分はあるし、学会でもいろいろなことをやっている。大学でも個々にやっている。そこら辺がもう少し歯科全体として漏れなくいろいろな施策のところをにらみながらやっていく。先ほどの御質問とも関係しますが、もう少しうまく、あるいは横の関連のところにも何か行きそうな感じがするのですが、推進室がそういう役目を果たすと考えてみてよろしいのでしょうか。

○林 推進室だけがということではもちろんないと思うのですけれども、当然推進室もその一翼を担っていく形になると思います。逆に言いますと、今までの歯科保健課に対するおしかりの言葉かと思うのですけれども、できることはきちんと御協力をさせていただきたいと思います。

○森戸座長 柳川先生、お願いします。

○柳川 御質問ありがとうございます。日本歯科医師会が中心になって取り組んできた事業が、例えば糖尿病との関係につきましては学会の先生方にエビデンスを提供していただいているのですが、日本糖尿病協会との連携で登録歯科医制度を設けて4年程になります。それから先ほど申し上げたがん対策につきましても、国立がん研究センターとの連携事業を始めた。あるいは在宅歯科医療の関連施策として、新しい歯科保健予算も使って取り組んでいる。ピストルと言われましたが、そういった幾つかの施策を、点ではなくもっと線で繋いでいくとか、面で展開していく必要があるのだということを十分に認識しております。その辺は厚生労働省ともよく話をしながら、学会の先生方の御協力をいただいて進めていきたいと思っています。

○森戸座長 ありがとうございます。いろいろな意味から、網目状に縦の目、横の目を張りめぐらさなきゃいけないだろうなと私も思いますが。柳川先生、ちょっと辛口な質問になるかもしれませんが、今スライドを拝見していて、中身を聞きながらちょっと気になったのは、先生のように日ごろ臨床にもお忙しい中でこれだけのことをおやりになる。本当に頭が下がるのですが、現場とのギャップというのはこれからどうやって埋めていかれるような御予定でしょうか？

○柳川 例えば、会員との乖離とか、そういう話でしょうか。

○森戸座長 今言われた在宅の話にしても、在宅をおやりになっているとおっしゃっている先生方から、その内容を聞くと、こちらがびっくりするような内容が実はある。だからせつ

かくいい法律ができたのに、現場でその乖離があると、せっかくのいい法律も先ほどの御質問ではないですが、逆の見直しをされると困るわけです。だからその辺のところも、ぜひ何か施策がありましたら聞かせていただきたいのです。

○柳川 先生がおっしゃる通りで、実は日本歯科医師会の本来すべき仕事が大きく2つあって、1つは国がやっている審議会、例えば社会保障審議会の医療部会と医療保険部会、中医協や介護保険の給付費分科会、我々日本歯科医師会の代表が出るわけですね。そこで、保健医療や介護についていろんなことを、私が今日申し上げたようなことも含めてですが、歯科の立場から様々な提案をしたり具申をしています。そこで、もう一つの日本歯科医師会の大切な仕事が、歯科医療に係る政策の受け皿をどう提供できるかということです。例えば、在宅歯科医療についての話はもう何年も前からしていながら、まだ実施しているところが18%、2割から伸びていないという状況がございます。私見も大分入りますが、やはり歯科医師会の会員に対する指導とか教育というのは上から目線でおこがましいのですが、もう少し小さな地域レベルで考えたらどうでしょうか。さっき申し上げた、例えば中学校区で考えると、歯科医院が5か所とか多くても10か所程度だと思います。そこでチームになって在宅歯科医療の仕組みを考えていこうというような、地域独自のそういう動きも一方でつくっていかねばいけないかなと感じています。御高説賜りましたので対応していきたいと思います。

○森戸座長 ありがとうございます。今日はいろいろな学会の先生方もたくさんいらしています。我々の専門的な今までの積み上げが現場で反映させていただければこの上ないことですので、ぜひその中に参加させていただければと思っておりますが、会場の方からいかがですか。よろしいですか。

では、柳川先生、本当に貴重なお話ありがとうございました。もう一度盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

私から御案内させていただきますが、今2時40分です。次のセッションは3時からという予定にしてあるのですが、ここでトイレ休憩を取らせていただきます。10分間休憩ということで、2時50分から、10分早めまして次のシンポジウム始めたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、10分ほど休憩をさせていただきます。